

国指定仮沼鳥獣保護区
仮沼特別保護地区計画書
【指定】

平成 27 年 11 月 1 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

仮沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

仮沼鳥獣保護区のうち、青森県三沢市大字三沢字庭構 4813 番 108 号の北端を起点とし、同所から農道仮沼 1 号線を南東に進み同市大字三沢字庭構 4813 番 138 号の北端に至り、同所から農道仮沼 4 号線を北東に進み、同市大字三沢字庭構 4813 番 156 号の西端に至り、同所から同所と同市大字三沢字庭構 4813 番 94 号の西端とを結ぶ直線を北西に進み仮沼幹線用水路の北西側との交点に至り、同所から同用水路を北東に進み同用水路北端に至り、同所から同用水路を南東に進み同用水路東端に至り、同所から同用水路を南西に進み同用水路南端に至り、同所から同用水路を北西に進み農道仮沼 1 号線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで（20 年）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた仮沼干拓地である。同干拓地は、耕作地として利用されていたが、現在、一部の区域については耕作が行われていない一方で、水路の維持、機械による排水、定期的な野焼き等による管理が行われていることから、草丈が多様なヨシ群落等となっている。

草丈が約 1 メートルから約 2 メートルで中密度にヨシが繁茂する地帯には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 IA 類のオオヨシゴイ、絶滅危惧

I B類で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種のオオセッカ、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等、草丈が約1メートル以下で低密度にヨシが繁茂する地帯には絶滅危惧I B類のシマクイナ、約2メートル以上で高密度にヨシが繁茂する地帯には絶滅危惧I B類のチュウヒが生息する等、希少な鳥類が多様に生息し、かつ、それぞれ繁殖が確認されている。

このように、仏沼干拓地はオオセッカを始めとする希少鳥類の繁殖地等として利用され、それらの保護上重要であることから、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカをはじめとする希少鳥類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、青森県三沢市に所在し、市の中心部より北東部へ約20kmの地点に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた低地にある。

イ 地形、地質等

当該区域は、海跡湖である沼を干拓した区域である。第四紀層沖積世のローム層、砂及び砂岩で形成されており、土壤は低位泥炭土壤を主体とし、北部には、若干、粗粒グライ土壤から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は湿地帯となっており、草本第一層にヨシ群落が認められ、第二層にエゾミソハギ等のミソハギ類、ツボスミレ等のスミレ類、アゼスゲ等のスゲ類、オオノアザミ等のアザミ類、ホソイ等のイ類、イヌノヒゲ類、タヌキモ類の他、コウヤワラビ、スギナ、チゴザサ等が見られ、一部にヨシ・アゼスゲ群落が認められている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではオオセッカ、コジュリン、コヨシキリ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ等の繁殖が確認され、シマクイナの生息も確認されているほか、チュウヒ、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されている。哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンイイズナ等、7科 13種の生息が確認されている。魚類では環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のキタノメダカ、イバラトミヨ等、5科8種の生息が確認されている。昆虫類では、ベニシジミ、ハッチョウトンボ、アオオサムシ等、43科274種の生息が確認されている。

なお、近年、特別保護地区内の水路及び池沼へ特定外来生物のウシガエルの侵入が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は確認されていない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 10本

(2) 案 内 板 2基

7 参考事項

(1) 当初指定

平成17年11月1日（平成17年9月1日環境省告示第87号）

別表1 国指定仮沼鳥獣保護区仮沼特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	737 ha	ha	737 ha	222 ha	ha	222 ha	ha	ha	ha
林野	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	713 ha	-226 ha	487 ha	222 ha	-222 ha	0 ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	21 ha	226 ha	247 ha	0 ha	222 ha	222 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	211 ha	1 ha	212 ha	185 ha	ha	185 ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	211 ha	1 ha	212 ha	185 ha	ha	185 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	737 ha	ha	737 ha	222 ha	ha	222 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干涸の面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定仏沼鳥獣保護区仏沼特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
タカ目	タカ科	ケアシノスリ	—	冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	トラフズク コミミズク	— —	迷鳥 冬鳥
サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	—	旅鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ カワセミ	—	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ コゲラ アカゲラ アオゲラ	— — — —	夏鳥 留鳥 留鳥 留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ コチョウゲンボウ チゴハヤブサ <u>ハヤブサ</u>	— — — VU・国内希少	冬鳥 冬鳥 夏鳥 留鳥
スズメ目	サンショウウクイ科	<u>サンショウウクイ</u>	VU	夏鳥
	モズ科	○ モズ アカモズ オオモズ オオカラモズ	— EN — —	夏鳥 夏鳥 迷鳥 迷鳥
	カラス科	カケス オナガ コクマルガラス ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ハシブトガラス	— — — — — —	留鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	冬鳥
	シジュウカラ科	コガラ ヒガラ ○ シジュウカラ	— — —	冬鳥 留鳥 留鳥
	ヒバリ科	ヒメコウテンシ コヒバリ ○ ヒバリ ハマヒバリ	— — — —	迷鳥 迷鳥 夏鳥 迷鳥
	ツバメ科	○ ショウドウツバメ ○ ツバメ コシアカツバメ	— — —	旅鳥 夏鳥 迷鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス ヤブサメ	— —	留鳥 夏鳥
	エナガ科	エナガ	—	留鳥
	ムシクイ科	○ ムジセッカ メボソムシクイ センダイムシクイ	— — —	迷鳥 夏鳥 夏鳥
	メジロ科	メジロ	—	夏鳥
	センニュウ科	マキノセンニュウ シマセンニュウ ○ オオセッカ エゾセンニュウ	NT — EN・国内希少 —	迷鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥
	ヨシキリ科	○ オオヨシキリ ○ コヨシキリ	— —	夏鳥 夏鳥
	セッカ科	セッカ	—	迷鳥
	レンジャク科	キレンジャク	—	冬鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	冬鳥
	ムクドリ科	○ ムクドリ ○ コムクドリ	— —	夏鳥 夏鳥
	ヒタキ科	○ トラツグミ クロツグミ マミチャジナイ アカハラ ○ ツグミ ハチジョウツグミ ノゴマ ルリビタキ	— — — — — — — —	夏鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ	—	旅鳥
	○ ノビタキ		—	旅鳥
	サバクヒタキ		—	迷鳥
	イソヒヨドリ		—	迷鳥
	コサメビタキ		—	夏鳥
	キビタキ		—	夏鳥
	オオルリ		—	夏鳥
	スズメ科	ニュウナイスズメ	—	夏鳥
	○ スズメ		—	留鳥
セキレイ科	キタツメナガセキレイ		—	迷鳥
	ツメナガセキレイ		—	迷鳥
	シベリアツメナガセキレイ		—	迷鳥
	キセキレイ		—	夏鳥
○ ハクセキレイ		—	留鳥	
	ピンズイ		—	夏鳥
	ムネアカタヒバリ		—	旅鳥
○ タヒバリ		—	旅鳥	
アトリ科	アトリ		—	冬鳥
○ カワラヒワ		—	留鳥	
	マヒワ		—	冬鳥
	ベニヒワ		—	冬鳥
	ハギマシコ		—	冬鳥
	ベニマシコ		—	冬鳥
	アカマシコ		—	迷鳥
	ウソ		—	冬鳥
	シメ		—	留鳥
	イカル		—	夏鳥
ツメナガホオジロ科	ツメナガホオジロ		—	冬鳥
	ユキホオジロ		—	冬鳥
ホオジロ科	○ ホオジロ		—	留鳥
	○ ホオアカ		—	夏鳥
	コホオアカ		—	迷鳥
	カシラダカ		—	冬鳥
	ミヤマホオジロ		—	冬鳥
	<u>シマアオジ</u>		C R	迷鳥
	ノジコ		N T	夏鳥
○ アオジ		—	夏鳥	
	クロジ		—	夏鳥
	シベリアジュリン		—	迷鳥
○ <u>コジュリン</u>		V U	夏鳥	
○ オオジュリン		—	夏鳥	
	サバンナシトド		—	迷鳥

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
 - 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
 - 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト（平成24年改訂）

CR:絕滅危惧IA類、 EN:絕滅危惧IB、 VU :絕滅危惧II類

NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する

(別表3) 国指定仮沼鳥獣保護区仮沼特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ目	トガリネズミ科	○ ニホンジネズミ	—	
	モグラ科	○ ヒミズ アズマモグラ	— —	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ ホンドキツネ ノイヌ	— — —	
	ネコ科	ノネコ	—	
	イタチ科	ホンドテン ○ ホンドイタチ ニホンイイズナ アナグマ	— — — —	
ネズミ目	ネズミ科	○ ハタネズミ	—	
ウサギ目	ウサギ科	トウホクノウサギ	—	
合計	計4目	計7科	計13種	

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト（平成24年改訂）

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する